

令和3年度最高裁判所総合評価審査委員会（第3回） 議事概要

開催日及び場所	令和4年1月31日（月） 最高裁判所，明海大学，工学院大学，明治学院大学
委員	委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授） 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授）
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

(別添)

議事 総合評価落札方式における賃上げ実施企業に対する加点措置（以下「本取組み」という。）について

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

賃上げ表明書には従業員代表者の押印が必要となっているが、そもそもこの会社にも押印できる代表者がいるものなのか。

【事務局】

財務省から示された指針によれば、従業員に対し賃上げの表明がされたことが確認できるのであれば、表明書に押印する従業員側の代表者の立場や役職に特段の制約はないとされている。

【委員】

契約後に、表明どおりの賃上げがされない場合など、従業員から企業の賃上げに関する苦情等が出る可能性がある。建設業界は、従事者の流動性が高い業界であるため、賃上げ実績の確認に当たっては、全ての従業員を同じ視点でとらえるのではなく、立場の違いや、給与の支払方法の違いなど、雇用状況を十分に踏まえる必要がある。

【事務局】

財務省が示す運用を基に、適切に賃上げ実績を確認したい。

【委員】

本取組みは、元請けである受注者を対象とするものであるところ、下請け企業からの不満が発注者に向けられる可能性も考えられるため、適切な説明ができるよう準備しておく必要がある。また、落札した企業の賃上げ実施が確認できなかった場合、落札できなかった企業から問合せがあることも想定されるため、賃上げ実績の確認結果については、可能な範囲で明確な回答ができるようにしておくべきである。本取組みにより賃上げを図りたいという政府の意向を踏まえて、大部分の企業が賃上げを表明するものと推測されることから、評価点の5%から10%を加点するということは、総合評価としてかなり影響の大きい評価項目になるものとする。本取組みによる加点及び賃上げ実績の確認結果等の過程について、発注者として対外的な説明ができるよう留意してもらいたい。

【事務局】

御意見は承った。

【委員】

賃上げを実施し、その翌年の総合評価において実施状況を確認した上で加点評価するのが素直な考え方であるように思われ、賃上げを表明することのみをもって加点評価するという手法に違和感がないわけではない。もっとも、労使間での合意が賃上げ表明の前提となっているので、企業側がそれを反故にする可能性は低いものとする。本取組みは、全

府省庁が同時期に同じ枠組みで始めるものであるということであれば、まずはそれに従っていくものと理解した。

【事務局】

御理解のとおり、全府省庁とも同じ枠組みで開始するものである。

【委員】

賃上げを表明した企業が加点評価を受けるということは、発注者の対応として予定価格への上積みを行うことになるのか。

【事務局】

あくまでも総合評価における評価項目の一つであるため、予定価格の上積みを行う予定はない。

【委員】

賃上げ分の金額を予定価格に上積みすることで、受注者から労働者へ還元される仕組みとすべきところ、賃上げ分は受注者側が負担する仕組みであることに違和感がある。また、賃上げ実績の確認については、法人事業概況説明書記載労務費等の金額を基に確認するとのことであるが、従業員数の変動はどのように考慮するのか。

【事務局】

従業員一人当たりの給与金額で比較することになる。

【委員】

給与が高い従業員が退職し、その代わりとして給与が低い従業員を雇用した場合など、単純に比較できないこともあると考えられるので、実績の確認に当たっては留意してもらいたい。

【委員】

従業員の退職を埋めるためにIT技術を導入し、給与総額を抑えつつ生産性を向上させる場合など、企業における生産性向上の取組みと従業員の賃上げの取組みが必ずしも合致しないこともある。また、もともと公共工事の受注が多い企業については、受注確保のために賃上げを実施し加点評価を図ることは考えられるが、民間工事の受注が多い企業については、予定価格への上積みがされない中で、積極的に賃上げを行ってまで公共工事の入札に参加するかどうかは疑問である。そもそも、先に述べたとおり、本取組みは下請け企業には反映されないため、受注者側の給与上昇分のしわ寄せが下請け企業に転嫁される可能性も考えられ、これに対する不満が発注者に向けられた場合のことも考える必要がある。

【委員】

本取組みによる不落不調案件の増加といった可能性は考えられるか。

【事務局】

直ちに不落不調につながるとは考えていない。本取組みを実施した結果、何らかの問題が見られるようであれば、所管省庁である財務省に対してその事実を伝えることも考えたい。

【委員】

本取組みについて、法律上の問題があるとは考えていないが、本取組みにより賃上げの恩恵を受けられる従業員がいる一方、下請け企業の従業員は直ちに賃上げの恩恵を受けられないわけであるから、この点の公平性について議論の余地はあろう。

【委員】

裁判所において本取組みを実施することについては承知した。ただし、建設業における下請け企業の労働者を含む労働市場への影響及び賃上げ実績の確認の時期と加点の時期の相当性の問題があると考えていることについては意見を述べておきたい。

【事務局】

本日の審議でご指摘のあった点を踏まえて、本取組みの実施状況については注視していきたい。

(議事終了)